マルカポイント規約

１．本規約の目的

本規約は、株式会社丸久（以下「当社」という）が発行する「マルカ」、「マルカプラス」および「旧マルキュウカード」（以下「マルカ等」という）に付帯する「ポイント」について規定するものであり、会員がマルカ等を使用して「ポイント」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、「ポイント」に付随または関連して当社またはポイントカード加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはポイントカード加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

２.ポイントの加算

（１）当社店舗およびポイントカード加盟店において、レジにて精算時にマルカ等を提示されることにより、当社所定のポイントを加算します。ただし、精算時にマルカ等の提示がない場合はポイントの加算は行わないものとします。

（２）ポイントの加算は現金支払いおよびマルカマネーを利用した支払いでおこなわれます。

（３）一部ポイント加算の対象とならない商品があります（商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、はがき、たばこ、送料、箱代、市町村ゴミ袋、マルキュウらくらく便でお買上の商品など当社が指定する商品）。

（４）一部ポイント加算の対象とならない売場があります（委託催事、自販機などマルカ対応のレジにて精算を行わない売り場、マルカに加盟していない直営以外の店舗内テナント）。

３．ポイントの利用

（１）累積されたポイントが５００ポイントになると、５００円のお買物券を発行いたします。また、レジカートでは、ご精算時に1ポイントあたり1円としてお支払いにご利用になれます。

（２）お買物券または、ポイントは、当社所定の利用期限および利用方法に従い、利用できるものとします。

（３）ポイントはいかなる場合も現金及び電子マネーに換金できないものとします。

（４）会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにマルカ等を提示し、当該返品商品のお買上時に加算したポイント数を減算いたします。

（５）一部お買物券または、ポイントの利用ができない商品があります（商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類など当社が指定する商品）。

※レジカート：一部店舗に導入しているレジ付きのショッピングカート

４．カード再発行時のポイント

会員がマルカカード会員規約に基づきマルカ等を再発行した場合は、ポイントは再発行されたマルカ等に引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に第三者にポイントを使用された場合など、当社所定の方法で確認できなかったポイントについては、当社およびポイントカード加盟店は一切の責任を負わないものとします。

５．権利の喪失

会員が退会したとき、会員資格を取り消されたとき、または会員資格を喪失したときは、本規約における会員の権利も同時に喪失し、累計ポイントはゼロとなります。

６．権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡、担保提供したり、または相続させることはできないものとします。

７．ポイントの有効期限

ポイントの最終加算日から２年間１度もお買い上げによるポイントの加算がない場合、

累積されたポイントは自動的に無効となるものとします。

８．無効となるお買物券

お買物券が破損・擦損・焼損・劣化など券面の印刷表示が認識できない場合は、当該お買物券は無効となるものとします。

９．ポイントおよび本規約の変更・廃止

当社は、店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマルカ等を利用したとき、または告知以後異議なく１ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

10. お問合せ窓口

ポイントに関するお問合せは、当社のホームページ（https://www.mrk09.co.jp/card/toiawase.html）記載の問合せ先または下記の当社カードセンターまでご連絡ください。

株式会社丸久　カードセンター

ＴＥＬ　0835－25－0909　（9：00～18：00）